

令和6年度独立行政法人国立美術館契約監視委員会 議事概要

開催日及び開催方法	令和7年3月31日（月） メール審議	
出席委員（敬称略）	田中 靖浩（公認会計士） 高場 一博（弁護士） 貝塚 健（千葉県立美術館館長） 田中 淳（独立行政法人国立美術館監事・大川美術館館長） 茶田 佳世子（独立行政法人国立美術館監事・公認会計士）	
審査対象期間	令和6年（令和6年1月1日～12月31日）	
個別審査対象案件	247件	
一者応札・応募となった競争性のある契約	93件	○議 事 （1）令和6年度契約監視委員会審査対象件数について （2）令和6年に2か年連続で一者応札・応募となった競争性のある契約について（フォローアップ） （3）令和6年に一者応札・応募となった競争性のある契約について （4）令和6年に随意契約となった契約について
一般競争	50件	
前年に引き続き1者 応札となった契約	7件	
企画競争	15件	
前年に引き続き1者 応札となった契約	3件	
公募	30件	
競争性のない随意契約	154件	
事前点検実施件数	4件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答及び審議総括	別紙のとおり	

質問・意見	回答
<p>議題（１） 令和６年度契約監視委員会審査対象件数について</p> <p>特段の意見なし</p> <p>議題（２） 令和６年に２か年連続で一者応札・応募となった競争性のある契約について（フォローアップ）</p> <p>○「美術館の春まつり」/広報物デザイン及び印刷業務 (東京国立近代美術館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制作について特殊性があるか。このような案件については小規模の会社/デザイナーからもっと応募があっても良いように思う。 <p>○全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札手続きとして、入札案件の表示を公告して、それを見た業者からの連絡で初めて仕様書や入札説明書を交付するという仕組みなのか。その場合、入札案件表示の段階でどのような仕事・業務のことであるかをある程度判明する表示の仕方しておかないと、業者の興味をひかないのではないか。 <p>議題（３） 令和６年に一者応札・応募となった競争性のある契約について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な広報物制作の仕様であり、特殊性はないものと思料している。引き続き適切な公募期間の設定等を行い、小規模事業者が参入しやすい環境づくりに努めていきたい。 ・公告の際には、入札公告のみを示し、詳細な仕様書等は、図面等公開することが馴染まない情報も含むので、入札参加希望者のみに配布している。ご認識のとおり、入札公告では、案件が具体的にわかるような表示とすることは必要であり、表示の工夫を引き続き行う。

○東京国立近代美術館本館及び分室の管理・運営業務

(東京国立近代美術館)

- ・美術館の管理・運営業務について受注者のノウハウは、他の美術館の管理運営業務に共有されているものなのか。
- ・最終的に9億4千万円を超える巨額な契約であり、81日間の公告期間があるにも係わらず、応札希望が1社だったことには、どのような理由が想定されるか。

○令和6年度 トイレットペーパーの供給

(東京国立近代美術館)

- ・汎用製品やトイレットペーパーなどの一般消耗品の入札が一者応札というのはどういう原因があるのか。

○国立映画アーカイブ管理・運営業務

(国立映画アーカイブ)

- ・最終的に4億6千万円を超える巨額な契約で、71日間の公告期間があるにも係わらず、応札希望が共同事業体の1者だったのは、事実上、他者が参入できない随意契約と同じではない

- ・各館担当者間で情報交換を行い、効率的な業務の進め方やトラブル対応等、受注者の指導に反映させている。また、同じ企業が都内他の美術館の管理運営業務を担当している場合もあり、その中でも共有されているものと思料する。
- ・調達規模が大きく、業務が多岐にわたるため、応札できる事業者が限られると考えられる。なお、本業務は競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく公共サービス改革基本方針（市場化テスト）の対象として選定されており、市場化テストのプロセスで官民競争入札等監理委員会の審議を経て透明かつ公正な競争を確保していると認められた仕様書を使用している。

- ・原材料や物流コストの高騰により用紙価格全体が値上がりの傾向にあるため、年度途中でのコスト増加に対応しにくい固定単価での年間契約に応札しづらい状況があったと思料する。なお本契約について令和4年度及び5年度は、複数者の応募があった。

- ・調達規模が大きく、上映企画や展示企画を担当する運営支援業務に対応するため特殊性を含む業務であるため、応札できる事業者が限られていることが考えられる。なお、本業務について

か。そのようなシステム、枠組みを構築する必然性、事由があったことと推測されるが、資料ではそれが読み取れなかった。

○国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務

(国立西洋美術館)

- ・最終的に1億8千万円を超える巨額な契約であり、40日間の公告期間があるにも係わらず、応札希望が1社だったことには、どのような理由が想定されるか。

○国立新美術館受付・看視等業務

(国立新美術館)

- ・落札企業は美術館業界で十分な定評、実績があるが、他社の参入可能性もあったはずであり、公告期間20日間が短すぎたのではなかったか。業態からいって、人的資源を確保するには十分な時間が必要になると思われる。

○東京国立近代美術館ウェブサイト多言語ページリニューアル業務

(東京国立近代美術館)

- ・仕様書を希望した企業が16社あったにも係わらず、15社が入札不参加であり、かつその理

は上記の東京国立近代美術館の事例と同様、市場化テストのプロセスを経ている。

- ・本業務は美術館の建物・設備管理を行う業務であるが、一般の建物とは異なり、特に展示室・収蔵庫内の温湿度管理が重要な業務となっている。美術作品の保存に当たっては厳重な温湿度管理が必要であり、本業務を遂行するためには美術館又はそれに類する施設における温湿度管理を行った経験が必須である。そのような経験を有する業者や技術者は寡少と考えられることから、新規参入のハードルが高い業務と料する。

- ・本契約については、人員確保や引継ぎのため落札決定から業務開始まで約3ヶ月の準備期間を設けること、管理・運営業務から切り離し単独業務で発注することにより参加機会の拡大を図ったところであり、公告期間(20日)が短すぎたとは考えていないが、次回の入札時には準備期間の更なる確保を検討する。併せて公告期間についても検討する。

- ・ウェブサイトの構築・更新に係る入札は、その他の委託業務等に比べて仕様書の提供依頼が多

由の問い合わせに回答しなかったのは、公告期間が 23 日間と短く、企画競争では勝てないとふんだ企業がほとんどだったからではないか。事実上の競争になっているのか。

○全般

- ・一部の業者は紙での入札を希望しているようだが、紙媒体での入札も認めているならばその旨を HP 上で明らかにしておいても良いのでは。

議題（４）

令和 6 年に随意契約となった契約について

- ・東京都内の 3 館の「音声ガイド」が、「契約相手方」がいずれも同じ業者だが、共催者との関係もあるのか、理由をお聞かせ願いたい。

総括

議題案件について、委員からの異議なく、委員会として了承する。

くなる傾向がある。今回の調達が一者応札となった原因としては調達の規模が小さいことや、ウェブデザインに大きな変更を加える業務ではなかったためデザインに強い事業者などが入札を避けたことが考えられる。

- ・紙媒体での入札を認めており、入札公告等ではその旨示している。ただし、電子入札のメリットとして、入札関係書類の提出における業者側の交通費、郵送費のコスト削減、統一化された入札業務が行われることによる業務の効率化や利便性の向上が図れることから、なるべく電子入札を推進していただくよう業者の方にご理解・ご協力をお願いしてまいりたい。

- ・該当の契約は、共催者が日本語版の業者を選定している。その日本語版の原稿を使って多言語化を行うため、業者が同じになる場合がある。なお、東京国立近代美術館で他の業者と同内容の契約を行っているように、対応できる他者が存在しないものではないが、業者の少ない業界であると認識している。

以上